

今年の文化祭は、「お祭りの出店」「記録に挑戦するゲーム」で、高得点を目指して楽しみつつ真剣に遊んだり、「金閣寺のモザイクアート」「桜の立体造形」の展示でゆったりとした空間を感じたりしながら過ごす姿が見られました。10月は郡上市へ遠足に行き、高山とは違った城下町の雰囲気を感じることができました。自分たちで興味のあるお店や昼食のお店を見つけながら散策を楽しむ姿が見られました。活動の様子については、飛驒通信の10月号（文化祭）と11月号（遠足）でお知らせいたします。

今年度の締めくくりとなる第3学習期間についてお知らせします。レポートやテストに関する注意事項を学習の手引きで確認し、期限までにテストに合格し単位を修得できるよう、ご家庭の皆様の支援をお願いいたします。

第3回学習期限 2月10日（金）

○前半・3修生レポート

提出締切り 1月 5日（木）16：30まで

定期テスト【前半科目】1月15日（日）

定期テスト【3修科目】1月19日（木）

○後半レポート

提出締切り 1月19日（木）16：30まで

定期テスト 1月29日（日）

○特別テストを受けるためのレポート合格期限

2月 3日（金）16：30まで

<注意事項 ※要確認>

レポート受付（手引p7～）

- ・空欄の多いレポートは「受付されない」「再提出となる」ことがあります。

分からない箇所→「学習書やNHK 高校講座、インターネットを参考にする」「学校で先生に聞く」

- ・郵便事情により、学校へ届くまで時間がかかるケースがあります。旧高山市内と周辺地域、高山市外といった居住地域によっても到着日数に幅があります。できるだけ早めの投函を心がけてください。

提出期限が近い→「学校へ直接レポートを提出」「高山郵便局で投函する」「速達で郵送する」等の方法が考えられます。

個別スクーリング（手引p11～）

- ・第3学習期間のテストは、年間のスクーリングの必要時間数を充たす必要があります。各科目の出席時間数を確認してください。自分では分からない場合は、担任の先生に確認してください。
- ・スクーリングの日（水特S、木曜Sを含む）、定期テスト日には受けられません。



テスト受験（手引 p 17～）

- ・ 受験の際は、筆記用具の他に【受験許可証】【切手を貼った返信用封筒】が必要です。
- ・ 定期テストの合格点は、40点以上です。なお遅刻は認められません。
- ・ 学習期限までにテストを受けなかった科目は、今年度での単位修得はできません。
- ・ 追再テストなどを受験できる日や予約の方法は、以下を参照ください。

◎平日に受験する

昼間に一日最大4科目まで受験できます。前日の16:30までに受験科目と時間の予約が必要です。

通信制休業日は受験できません。（手引き巻末の「2022年度年間スクーリング計画表」を参照）

◎1月22日（日）前半・3修科目 追再テスト日

前半・3修科目の定期テスト・追テストは、この日までに受験してください。この日までに受験できない場合、再テスト扱いになります。日曜スクーリングの時間割で、最大4科目まで受験できます。

※事前に連絡をしてからの登校となります。

◎2月5日（日）後半科目 追再テスト日

後半科目の定期テスト・追テストは、この日までに受験してください。この日までに受験できない場合、再テスト扱いになります。

- ・ 警報が発令された場合、通信制ホームページ「緊急時の登下校」を参照ください。

冬季は大雪等の警報の可能性が高まります。早めのレポート提出、スクーリングでの必要時間数の確保をお願いします。

第3回学習期間 レポート・テスト Q&A

Q: レポート提出がレポート提出期限に間に合
わなかった。



A: テスト範囲内のレポートをすべて2月3日（金）16:30ま
でに合格できた場合、「特別テスト」を受けることができま
す。合格基準は厳しくなります。

Q: レポート提出期限には間に合ったが、まだ
再提出のレポートが残っている。



A: 定期テスト日の前日までに合格し、「受験許可証」の発行
を受けます。「受験許可証」が手元にない場合、定期テス
トは受けられません。

Q: どうしても都合が合わず定期テスト日に受験
できない。



A: 必ず事前にクラス担任に連絡し、後日「追テスト」を受験
します。無断欠席の場合は、合格基準と評価の異なる
「再テスト」になります。

Q: 定期テストを受験したが、届いた結果通知書
を見たら不合格であった。



A: 2月10日（金）の学習期限までに「再テスト」を受験し、合
格をめざしてください。5回まで受けることができます。

Q: 受験科目の定期テストの時間割が重なって
いる。



A: 必ず事前にクラス担任又は教科担任に相談し、指示を受
けてください。
原則その日の午後に定期テストを受験します。

☆教科書・学習書の購入費の給付申請について（「学習の手引き」P.31より）

教科書・学習書を購入した人は、一定の条件を満たせば、後日、その費用の一部または全額が返金されます。申請の条件は「学習の手引き」参照ください。教科書・学習書代金の給付を希望する人は、提出期限（12月）までに申請書を提出していただくことになります。詳しい内容や申請の時期については、後日、お子様を通じて連絡します。11月13日（日）放課後に説明会を開催する予定です。

